

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



「医療費のお知らせ」をお送りします

国民健康保険制度の役割を理解していただくとともに、健康の大切さについて関心を高めていただくことを目的として、医療費等の総額や自己負担額、受診日数、受診医療機関等の名称（柔道整復師の氏名）などを記載した「医療費のお知らせ」をお送りしています。「医療費のお知らせ」が届きましたら、受診内容等をご確認ください。

- 令和4年1月～5月受診分 令和4年9月に発送
 - 令和4年6月～10月受診分 令和5年2月初旬に発送予定
- ※11、12月受診分は令和5年4月末に発送予定です。

医療費控除の申告をする方は大切に保管してください。

「医療費のお知らせ」の送付には、それぞれの最終受診月から4ヵ月程度要します。

※11月、12月受診分の送付は確定申告の時期に間に合いませんので、医療費控除の申告をされる場合は、11月及び12月受診分の医療費に係る領収書等をご用意の上、申告いただきますようお願ひいたします。

交通事故などにあったときは「第三者行為による傷病届」の手続きを

交通事故など、第三者による行為が原因でけがをした場合の医療費は、原則として加害者が過失割合に応じて全額負担するべきですが、届出によって国保の被保険者証を使用して、医療を受けることができます。国保で治療を受けると、国保は被保険者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

このように、国保が費用の請求を行うために「第三者行為による傷病届」が必要となります。交通事故にあったらすぐに警察に届け、事故証明書をもらうと同時に、国保の窓口への届出を忘れずにしましょう。

国保への届出の前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、示談後は国保が使えないでの、示談をする前に必ずご相談ください。

健康保険の扶養家族

ご家族の中に、会社へ勤めている方がいる場合には、条件が満たされていれば、勤めている方の加入している健康保険に扶養家族（被扶養者）として加入することができます。

保険料は、被扶養者の人数に関係なく、勤めている方の給与によって計算されますので、人数が増えても保険料の額に変更はありません。

勤務先の健康保険加入に必要な条件

- 1 3親等以内の親族であること。
- 2 収入は年間130万未満（60歳以上又は59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満）であること
- 3 後期高齢者医療制度の対象でないこと
- 4 勤務先の認定

条件1～3に該当すると思われる方は勤務先の健康保険担当者にご相談ください。